１　作業道以外の様式について

保 安 林 内 作 業 許 可 申 請 書

　　年　　月　　日

　地方事務所の長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　次の森林(土地)において次のように(　　　　　　　　　　　　)したいので許可されたく、森林法第34条第２項の規定によりその許可を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
|  森林の所在場所 |  市郡　　　　町　　　　大字　　　　字　　　　　地番 |
|  保安林(保安施設地区) の指定の目的 |  |
| 行為の方　法 | 目　的 |  |
| 内　容 |  |
| 面　積 |  |
| 期　間 | 始　期 |  |
| 終　期 |  |
| 当該保安林に係る他者の権利 |  無 有　　　　権利の種類　　　　　　　権利者の住所・氏名 |
| 当該保安林に係る他法令の申請 |  無 有　　　　他法令の種類　　　　　　　申請日 |
| 備　　　　　　考 |  |
|

【申請書の記載方法：**作業道以外の場合**】

１　本文中の（　）内

　立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草を採取、落葉を採取、落枝を採取、土石を採掘、樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更、の区分で記載すること。

２　森林（土地）の所在場所

 複数の筆があり全筆が記載できない場合には、代表地番及び「ほか○筆」と記載するとともに､「明細は別紙のとおり」と併記し、任意様式に所在場所の全部並びに各筆ごとの申請面積及び計を記載して添付すること。

３　保安林の指定の目的

 水源の養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害の防備、水害の防備､潮害の防備、干害の防備、雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存、の区分で記載すること。

４　行為の方法

（１）目　的

　ア　土地の形質の変更以外の場合

　立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草の採取、落葉の採取、落枝の採取、の区分により記載しその理由を「○○のため」と併記すること。

 イ　土地の形質の変更の場合

 土石の採掘、樹根の採掘、開墾、土砂の堆積、林道の開設、作業道の開設、仮設工作物の設置等、具体的に記載しその理由を「○○のため」と併記すること。

 なお、保安林解除に係るものの理由は、「保安林の代替施設の設置等のため」と記載すること。

（２）内　容

 ア　立竹の伐採の場合：立竹の年齢、束数

 イ　立木の損傷の場合：樹種、年齢、本数

 ウ　家畜の放牧の場合：家畜の種類、頭数、管理方法

 エ　下草、落葉又は落枝の採取の場合：採取物の種類、数量、採取方法

 オ　土石又は樹根の採掘の場合：土石の種類、樹根の樹種、採掘の方法、数量

 カ　開墾の場合：方法

 キ　土地の形質の変更（土石又は樹根の採掘並びに開墾以外）の場合:幅員、延長、主たる構造物等

（３）面　積

　実測により、申請行為に係る合計面積をヘクタール単位で少数第４位（第５位切り上げ）まで記載すること。

５　期　間

（１）始　期：年月日又は「許可の日から」等と記載すること。

（２）終　期：年月日又は「許可から○年（箇月）以内」等と記載すること。

６　備　考

・補助事業の場合は、事業名、補助区分（国庫、県単、町単）

・保安林解除に係るものの場合は、解除予定告示年月日及び番号

・保安林解除に係らない場合は、使用目的達成後の取扱い、森林への復旧方法等

・その他参考となるべき事項

２ 申請書に添付する書類について

**【作業道以外の場合】**

|  |  |
| --- | --- |
| 書 類 | 摘 要 |
| 登記事項証明書等の写し | 申請に係る保安林の登記事項証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）等※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること  |
| 同意書等の写し | 土地が申請者以外の所有である場合：所有権者、地上権者、抵当　 権者等の同意書等土地が申請者の所有である場合：所有権以外の権利者の同意書等 |
| 申請者の確認書類 | 申請者が法人である場合、当該法人の登記事項証明書等（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）、法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類※登記事項証明書等については、申請前３か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること |
| 境界の確認を行ったことを証する書類 | 許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類であること。※境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者との現地立会写真、隣接森林との境界に係る既存の資料の確認など境界確認に関する取組状況を証する書類等とする。 |
| 工 程 表 | 伐採時期、工種別の造成時期、造成完了後の森林復旧時期等を明示 |
| 現 況 写 真 | 原則として全景写真  |
| 土 量 計 算 書 | 切取、盛土、残土処理  |
| 申請地番等明細表 | 複数の地番がある場合で申請書に列記できない場合に任意様式で作成  |
| 他法令の申請等の写し | 相手方の受付印のあるもの  |
| 防災施設設計根拠 | 排水計算書、法面安定計算書等  |
| 面積算出根拠 | 面積算出方法は三斜法、座標計算、CAD、プラニメーター（３回平均）  |
| 位　置　図 | 原則として縮尺５万分の１  |
| 平面図 | 縮尺500分の１から2,000分の１とし、原則として工種別に着色し凡例を附す |
| 縦断図・横断図 | 　 |
| 標準断面図 | 原則として縮尺100分の１から200分の１ |
| 公　　　　　　 図 | 　 |

（注）次の場合には添付書類を下表により省略できるものとする。

ケース Ａ 解除予定保安林に係るもの

ケース Ｂ 国又は地方公共団体が施行するもの

ケース Ｃ 「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年６月２日付45林野治第921号）の別表４(保安林の土地の形質の変更行為の許可基準)に該当するもの

ケース Ｄ 許可期間終了後、継続して施設等を使用するため再度許可申請するもの

※継続使用する場合でも、新たな土地の形質変更を伴う場合は新規許可申請を行うこと。

なお、施設の維持管理に伴う土地の形質変更については再度許可申請として差し支えない。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  　書 類 | ケース Ａ | ケース Ｂ | ケース Ｃ | ケース Ｄ |
| 登記事項証明書等 | **×** | **○** | **○** | **△** |
| 同意書等の写し | **×** | **○** | **○** | **△** |
| 申請者の確認書類 | **×** | **×** | **〇** | **×** |
| 境界の確認を行ったことを証する書類 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 工 程 表 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 現 況 写 真 | **×** | **○** | **○** | **○** |
| 土 量 計 算 書 | **×** | 総量等を記載した｢土工調書｣で可 | **×** |
| 申請地番等明細表 | **△** | **△** | **△** | **△** |
| 他法令の申請等の写し | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 防災施設設計根拠 | **×** | **×** | **×** | **×** |
| 面積算出根拠 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 位　置　図 | **×** | **○** | **○** | **×**（変更がない場合） |
| 平面図 | **×**  | **○**  | **○**  | **×**（変更がない場合） |
| 縦断図・横断図 | **×** | **×** | **△** | **×** |
| 標準断面図 | **×** | **○** | **○** | **×** |
| 公 図 | **×** | **○** | **○** | **×** |

**○**印：添付を要するもの、**×**印：添付を省略してよいもの、**△**印：必要に応じて添付するもの

※「登記事項証明書等」と「同意書等の写し」は、前回許可申請時から内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。

※以下１～３の場合は、「境界の確認を行ったことを証する書類」の添付を省略することができる。

１　申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合

２　地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合

３　申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合